

第35回全国救急隊員シンポジウム運営委託事業者の受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 第35回全国救急隊員シンポジウム運営委託事業者の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領及び第35回全国救急隊員シンポジウム運営委託業務仕様書等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 応募資格等
- (4) 評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは任意とする。

- (1) 当該業務の実施体制
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 業務実績
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 事業者の受託候補者を選定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容の妥当性等
 - (2) 全体スケジュールの妥当性等
 - (3) 業務実施体制の妥当性等
 - (4) 業務実績等
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、書面による評価を行うとともに、提案者に対してヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果等を基に、当該業務に最も適した者を選定する。
- 4 選定、非選定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 消防局総務部総務課長

副委員長 消防局救急部救急指導課長

委員 消防局総務部企画課担当係長

消防局予防部予防課担当係長

消防局救急部救急企画課救急企画係長

消防局救急部救急指導課救急指導係長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長は、評価結果を第35回全国救急隊員シンポジウム運営委託事業者の選定に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

5 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 選定、非選定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年12月10日から施行する。